

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

課 事 年	税 業 度	法人名	( )	
個別控除対象外国法人税額の計算	1	当期の個別控除対象外国法人税額 (法人税申告書別表六の二(二)付表「1」)	4	当期の個別国外所得金額 (法人税申告書別表六の二(二)付表「7」)
	2	連結控除限度個別帰属額 (法人税申告書別表六の二(二)付表「9」)	5	各連結法人の当期の 個別国外所得金額の合計 (各連結法人の「4」の合計)
	3	差引個別控除対象外国法人税額 (1) - (2)	6	復興特別法人税控除限度額 (別表三「18」)
			7	復興特別法人税の控除限度個別帰属額 $(6) \times \frac{(4)}{(5)}$
控 除 で き る 金 額 (3)と(7)のうちいずれか少ない金額			8	円

別表三付表 平二十五・四・一以後終了課税事業年度分

## 復興特別法人税申告書別表三付表の記載の仕方

この明細書は、連結親法人又は連結子法人が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第2項(外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。